

2023 年度働き方改革推進事業のご案内

～働き方改革に取り組む企業を支援します～

千葉県経営者協会では、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、特に中小企業・小規模事業者における働き方改革の実施を支援する取り組みを行っております。

本年度は、働き方改革に関する各種セミナーの開催のほか、働き方改革全般に関するご相談をお受けする相談会を実施いたします。

当協会ホームページにて順次お申し込みを受け付けてまいりますので、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

また開催日が過ぎましたセミナーに関しましても、ご興味のある内容がございましたら下記問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

内 容	講 師	日 時 場 所
千葉県経協労働法フォーラム ①企業が知っておくべき 労務トラブル発生時の基礎知識 ②労働時間管理・賃金に関する 近時の重要判例検討 ③メンタルヘルス不調者に関する法的留意点	弁護士法人リーガルプラス けやき総合法律事務所 弁護士法人リバーシティ法律事務所	10月26日(木) 9:30～17:00 TKP ガーデンシティ千葉
第5回労務法制委員会 「労働時間管理の実務と法的留意点」	弁護士法人リーガルプラス 成田法律事務所 弁護士 宮崎 寛之 氏	1月24日(水) 15:00～17:00 千葉県経営者会館
第6回労務法制委員会 「判例から学ぶ労務管理の落とし穴」	弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 和田 はる子 氏	2月6日(火) 15:00～17:00 千葉県経営者会館

問合せ先 一般社団法人千葉県経営者協会 長江
TEL 043-246-1158 E-Mail nagaet@chibakeikyo.jp

千葉経協労働法フォーラム

～働き方改革推進に係る連携協定事業～

共催：(公財) 千葉県労働基準協会連合会
千葉県社会保険労務士会
(一社) 千葉県経営者協会
後援： 千葉県労働委員会
千葉労働局

10月26日(木)、千葉県労働基準協会連合会、千葉県社会保険労務士会、千葉県経営者協会の働き方改革に係る連携協定事業として千葉経協労働法フォーラムがTKPガーデンシティ千葉にて開催され、各団体から延べ201名が参加した。



○第1テーマ

「企業が知っておくべき労務トラブル発生時の
基礎知識」

講師：弁護士法人リーガルプラス市川法律事務所
小林 貴行 氏

講義は①ハラスメントか注意指導か②ハラスメントをしてしまう社員の処遇問題③能力・勤務態度に問題のある社員—解雇の困難性—④労災発生！その時の初動について、それぞれの対応と判例について説明があった。企業経営の過程において、労務に関する法律トラブルはいたるところに存在し時代の変化に伴い労働法制も日々刻々と変化し複雑化している。しっかりと対策を講じていればトラブルや問題が発生した際も正確に対応できるため、まずは弁護士に相談し的確な対応策を考えることから始める必要があるとの説明があった。

○第2テーマ

「労働時間管理・賃金に関する近時の重要判例検討」

講師：けやき総合法律事務所

徳吉 完 氏、柿田 徳宏 氏、
鳩貝 滋 氏

講義は①残業承認制度・早出残業②持ち帰り残業③手待ち時間・待機時間④労働時間の主張立証責任⑤事業場外みなし労働時間制度⑥管理監督者性⑦定額残業代制度の有効要件⑧定額残業代における長時間の定め⑨歩合給と残業代の組合せについて以上9テーマの判例を基にその概要から原告・被告の主張、裁判所の判断、事件のポイントまでの内容について説明があった。適切な業務量調整と人員配置なども経営者としては考えなければならない中で、指揮命令下におかれていたのか、指示内容はどうか、時間・場所の拘束程度等細かな部分まで説明がなされた。



【3 法律事務所の講師】

○第3テーマ

「メンタルヘルス不調者対応に関する法的留意点」

講師：弁護士法人リバーシティ法律事務所

川名 秀太 氏、和田 はる子 氏、
荒川 俊也 氏

講義は①前提となる法律知識②メンタルヘルス不調者を発生させないための予防③業態ごとにできることを具体的に考える④メンタルヘルス不調に伴う能力低下・問題行動への対応⑤休職者への対応の順に説明がなされた。内容では会社のメンタルヘルス対応件数は年々増えている中、使用者責任や安全配慮義務違反(債務不履行)に基づく損害賠償請求など民事上の責任は経営者側として注意しなければなら

ない点が多く存在する。そのため労働時間管理の徹底、健康診断・ストレスチェックの活用、研修実施など一次予防の重視をとるとともに、万が一従業員にメンタルヘルス不調が生じた場合は事業主の安全配慮義務として労働時間管理の短縮や就業場所変更などの発生後の二次予防と三次予防の措置、また労災申請対応と紛争処理への対応が求められるとの説明があった。

○働き方改革無料相談会の開催

当日会場には千葉県社会保険労務士会による「働き方改革無料相談会」ブースが設けられ、出席者より労働時間管理を始めとした人事労務関係の相談が寄せられ、相談員が丁寧に対応していた。

第5回労務法制委員会

委員長 羽生 弘 氏
(京葉瓦斯㈱ 相談役)

1月24日(水)、第5回労務法制委員会が「労働時間管理の実務と法的留意点」をテーマに弁護士法人リーガルプラスの宮崎寛之弁護士を講師に招き、22会員25名の参加により開催された。



講義は労働時間に関する基礎知識を導入として説明され、労働時間のQ&Aや実務対応について、判断が難しいケースが取り上げられ、参加者間で労働時間に該当するか、賃金を支払うべきか等をテーマにディスカッション等も行われた後、それぞれのケースに対する考え方について講師より解説があった。

講義は締めくくりに「労務トラブルと企業のリスク」として、労働時間管理を疎かにしたことにより起こり得るリスクと経営への影響について事例を交え説かれたのち、改めて労働時間管理を含めた労務管理を確実に行うことがトラブルや紛争回避に繋がる旨が説かれ、委員会は終了した。

第6回労務法制委員会

委員長 羽生 弘 氏
(京葉瓦斯㈱ 相談役)

2月6日(火)、第6回労務法制委員会が「判例から学ぶ労務管理の落とし穴」をテーマに弁護士法人リーバーシティ法律事務所和田はる子弁護士を講師に招き、16会員18名の参加により開催された。



今回は、労働時間管理及び管理監督者について、従業員間トラブルと企業の責任、多様性に配慮した職場環境調整の3例を中心とした最近の裁判例を参考に、労働時間管理、従業員間の利害調整に関し、企業側がどのような対応を検討すべきか解説が行われた。

労務管理を行う上で必要とされる知識は、労働基準法や労働契約法等を中心とした関係法令のほか、多様性尊重等多岐にわたっており、法律で定められていない部分を補う裁判例の知識も重要である。タイムリーな話題も扱っていただき、詳細な解説とどう対応すべきかの講義が行われ、委員会は終了した。